

ソーシャルワーカーの倫理綱領 改定案（新旧対照表）

整理 番号	現行の条文	修正事項	改正後の条文（案）
1	ソーシャルワーカーの倫理綱領	①現行のとおりとする。	ソーシャルワーカーの倫理綱領
2	前文	①現行のとおりとする。	前文
3	われわれソーシャルワーカーは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する。	①下線部分のとおり修正する。	われわれソーシャルワーカーは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、 <u>人権、社会正義、集団的責任および多様性尊重の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する。</u>
4	われわれは、社会の進展に伴う社会変動が、ともすれば環境破壊及び人間疎外をもたらすことに着目する時、この専門職がこれからの福祉社会にとって不可欠の制度であることを自覚するとともに、専門職ソーシャルワーカーの職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。	①下線部分のとおり修正する。	われわれは、 <u>社会システムと人々の生活が相互に関連していることに着目し、この専門職が社会にとって不可欠であることを自覚するとともに、</u> ソーシャルワーカーの職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。
5	われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択した、次の「ソーシャルワークの定義」（2000年7月）を、ソーシャルワーク実践に適用され得るものとして認識し、その実践の拠り所とする。	①下線部分のとおり修正する。	われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟と <u>国際ソーシャルワーク教育学校連盟</u> が採択した、次の「 <u>ソーシャルワーク専門職のグローバル定義</u> 」（2014年7月）を、ソーシャルワーク実践に適用され得るものとして認識し、その実践の拠り所とする。
6	ソーシャルワークの定義	①下線部分を追加する。	ソーシャルワーク <u>専門職のグローバル定義</u>

7	<p>ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。（IFSW;2000.7.）</p>	<p>①2014年のグローバル定義に入替える。 ②最後に注を入れる。</p>	<p><u>ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワーメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。</u> <u>この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。</u> <u>（IFSW;2014.7） ※注!</u></p>
8	<p>われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の職責であるだけでなく、サービス利用者は勿論、社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する者により、専門職団体を組織する。（下線削除）</p>	<p>①一部削除して修正する。</p>	<p>われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の職責であることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する。</p>
9	<p>価値と原則</p>	<p>①下線部分のとおり修正する。</p>	<p><u>原理</u></p>
10	<p>I（人間の尊厳） ソーシャルワーカーは、すべての人間を、出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。</p>	<p>①下線部分を挿入する。</p>	<p>I（人間の尊厳） ソーシャルワーカーは、すべての人々を、<u>人種、民族、国籍、出自、性、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。</u></p>
11		<p>①新規条文を追加する。</p>	<p><u>II（人権） ソーシャルワーカーは、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在として認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。</u></p>
12	<p>II（社会正義） ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。</p>	<p>①番号を修正する。 ②下線部分を挿入する。</p>	<p><u>III（社会正義） ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。</u></p>
13		<p>①新規条文を追加する</p>	<p><u>IV（集団的責任） ソーシャルワーカーは人と環境に対して、集団の有する力と責任を認識し、互恵的な社会の実現に貢献する。</u></p>
14		<p>①新規条文を追加する。</p>	<p><u>V（多様性の尊重） ソーシャルワーカーは、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。</u></p>

15		①新規条文を追加する。	<u>VI (全人的存在)</u> ソーシャルワーカーは、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。
16	Ⅲ (貢献) ソーシャルワーカーは、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。	①削除する。	
17	Ⅳ (誠実) ソーシャルワーカーは、本倫理綱領に対して常に誠実である。	①削除する。	
18	Ⅴ (専門的力量) ソーシャルワーカーは、専門的力量を発揮し、その専門性を高める。	①削除する。	
19	倫理基準	①現行のとおりとする	倫理基準
20	I 利用者に対する倫理責任	①下線部分のとおり修正する。	I <u>クライアント</u> に対する倫理責任
21	1. (利用者との関係) ソーシャルワーカーは、利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。	①下線部分のとおり修正する。	1. (<u>クライアント</u> との関係) ソーシャルワーカーは、 <u>クライアント</u> との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。
22	2. (利用者の利益の最優先) ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考える。	①下線部分のとおり修正する。	2. (<u>クライアント</u> の利益の最優先) ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、 <u>クライアント</u> の利益を最優先に考える。
23	3. (受容) ソーシャルワーカーは、自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する。	①下線部分のとおり修正する。	3. (受容) ソーシャルワーカーは、自らの先入観や偏見を排し、 <u>クライアント</u> があるがままに受容する。
24	4. (説明責任) ソーシャルワーカーは、利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。	①下線部分を修正し一部削除する。	4. (説明責任) ソーシャルワーカーは、 <u>クライアント</u> に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供する。

25	<p>5. (利用者の自己決定の尊重) ソーシャルワーカーは、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する。</p>	<p>①右の三案をパブコメで提示し、集まった意見により決定する。</p>	<p>1案 5. (クライアントの自己決定の尊重) ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。</p> <p>2案 5. (クライアントの自己決定の尊重) ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。<u>ただし、これが他者の権利や正当な利益を脅かしてはならない。</u></p> <p>3案 5. (クライアントの自己決定の尊重) ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。<u>また、ソーシャルワーカーは、ある時点でのクライアントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライアントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。</u></p>
26		<p>①新規条文を挿入する。</p>	<p>6. (参加の促進) ソーシャルワーカーは、<u>クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。</u></p>
27	<p>6. (利用者の意思決定能力への対応) ソーシャルワーカーは、意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。</p>	<p>①下線部分のとおり修正する。</p>	<p>7. (クライアントの意思決定能力への対応) ソーシャルワーカーは、<u>意思決定能力の発揮が困難なクライアント</u>に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。</p>
28	<p>7. (プライバシーの尊重) ソーシャルワーカーは、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。</p>	<p>①下線部分のとおり修正する。</p>	<p>8. (プライバシーの尊重と秘密の保持) ソーシャルワーカーは、<u>クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。</u></p>
29	<p>8. (秘密の保持) ソーシャルワーカーは、利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。</p>	<p>①前条にまとめ削除</p>	

30	9. (記録の開示) ソーシャルワーカーは、利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。	①下線部分のとおり修正する。	9. (記録の開示) ソーシャルワーカーは、 <u>クライアント</u> から記録の開示の要求があった場合、 <u>特別な事情がない限り</u> 、本人に記録を開示する。
31	10. (情報の共有) ソーシャルワーカーは、利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するよう最善の方策を用いる。	①条文を削除	
32	11. (性的差別、虐待の禁止) ソーシャルワーカーは、利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない。	①下線部分のとおり修正する。	10. (<u>差別や虐待の禁止</u>) ソーシャルワーカーは、 <u>クライアントに対していかなる差別や虐待をしない。</u>
33	12. (権利侵害の防止) ソーシャルワーカーは、利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。	①番号を修正する。 ②下線部分のとおり修正する。	11. (<u>権利擁護</u>) ソーシャルワーカーは、 <u>クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。</u>
34		①新規条文を挿入する	12. (<u>デジタル技術の適切な使用</u>) <u>ソーシャルワーカーは、デジタル技術がクライアントの権利を侵害する可能性があることを認識し、その適切な使用に努める。</u>
35	II 社会に対する倫理責任	①現行のとおりとする。	II 社会に対する倫理責任
36	1. (ソーシャル・インクルージョン) ソーシャルワーカーは、人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すよう努める。	①下線部分のとおり修正する。	1. (<u>社会的包摂</u>) ソーシャルワーカーはあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などに立ち向かい、 <u>包摂的な社会をめざす。</u>
37	2. (社会への働きかけ) ソーシャルワーカーは、社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかける。	①下線部分のとおり修正する。	2. (<u>社会への働きかけ</u>) ソーシャルワーカーは、 <u>人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなされる</u> とき、 <u>人々の主体性を活かしながら、社会に介入する。</u>
38	3. (国際社会への働きかけ) ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、国際社会に働きかける。	①下線部分のとおり修正する。	3. (<u>グローバル社会への働きかけ</u>) ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、 <u>グローバル社会に働きかける。</u>
39	III 実践現場における倫理責任	①下線部分のとおり修正する。	III 組織・職場に対する倫理責任
40	1. (最良の実践を行う責務) ソーシャルワーカーは、実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する。	①下線部分のとおり修正する。	1. (<u>最良の実践を行う責務</u>) ソーシャルワーカーは、 <u>自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。</u>

41	2. (他の専門職等との連携・協働) ソーシャルワーカーは、相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する	①下線部分のとおり修正する。	2. (他の専門職等への敬意) ソーシャルワーカーは、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職等に敬意を払う。
42	3. (実践現場と綱領の遵守) ソーシャルワーカーは、実践現場との間で倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける。(下線削除)	①下線部分のとおり修正する。	3. (倫理綱領の理解の促進) ソーシャルワーカーは、組織・職場において本倫理綱領に定めるソーシャルワーカーの倫理責任が認識されるよう働きかける。
43	4. (業務改善の推進) ソーシャルワーカーは、常に業務を点検し評価を行い、業務改善を推進する。	①下線部分のとおり修正する。	4. (倫理的実践の推進) ソーシャルワーカーは、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理的実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。
44		①新規条文を挿入する。	5. (組織内アドボカシーの促進) ソーシャルワーカーは、組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。
45		①新規条文を挿入する。	6. (組織改革) ソーシャルワーカーは、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る。
46	IV 専門職としての倫理責任	①現行のとおりとする	IV 専門職としての倫理責任
47		①5 (No52)から移動し下線部分のとおり修正する。	1. (専門性の向上) ソーシャルワーカーは、最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める。
48	1. (専門職の啓発) ソーシャルワーカーは、利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める。	①番号を修正する。 ②下線部分のとおり修正する。	2. (専門職の啓発) ソーシャルワーカーは、クライアント・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める。
49	2. (信用失墜行為の禁止) ソーシャルワーカーは、その立場を利用した信用失墜行為を行わない。	①番号を修正する。 ②下線部分のとおり修正する。	3. (信用失墜行為の禁止) ソーシャルワーカーは、品位を持って行動しなくてはならない。これには、自分の権限と自分が携わる人々との信頼関係を乱用すること、社会からの信用を傷つけること、専門職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
50	3. (社会的信用の保持) ソーシャルワーカーは、他のソーシャルワーカーが専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。	①番号を修正する。 ②条文は現行のとおりとする。	4. (社会的信用の保持) ソーシャルワーカーは、他のソーシャルワーカーが専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。

51	4. (専門職の擁護) ソーシャルワーカーは、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。	①番号を修正する。 ②条文は現行のとおりとする。	5. (専門職の擁護) ソーシャルワーカーは、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
52	5. (専門性の向上) ソーシャルワーカーは、最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る。	①1 (No47)に移動する。	
53	6. (教育・訓練・管理における責務) ソーシャルワーカーは教育・訓練・管理に携わる場合、相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す。	①下線部分のとおり修正する。	6. (教育・訓練・管理における責務) ソーシャルワーカーは教育・訓練・管理における責務を負う場合、 <u>同僚などすべての人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。</u>
54	7. (調査・研究) ソーシャルワーカーは、すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する。	①下線部分のとおり修正する。	7. (調査・研究) ソーシャルワーカーは、すべての調査・研究過程で、 <u>クライアントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する。</u>
55		①新規条文を挿入する。	8. (自己管理) ソーシャルワーカーは、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、 <u>クライアントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。</u>
56		①注を入れる	<u>注1. 本綱領には「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の本文のみを掲載してある。なお、アジア太平洋(2016年)および日本(2017年)における展開が制定されている。</u>